

# ○ 地籍調査とは

## 【地籍調査の目的】

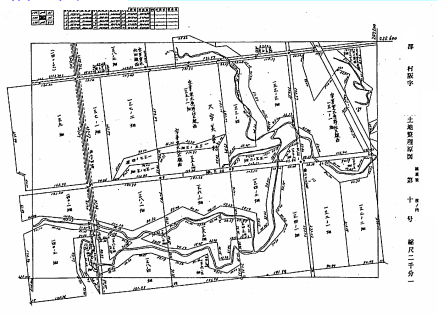
地籍調査とは、「国土調査法」に基づき、市町村が実施主体となって、<sup>\*</sup> 一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量を行い、その結果を地図・簿冊に作成するものです。

\*「一筆」とは、土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のことであり、登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引の単位となっています。

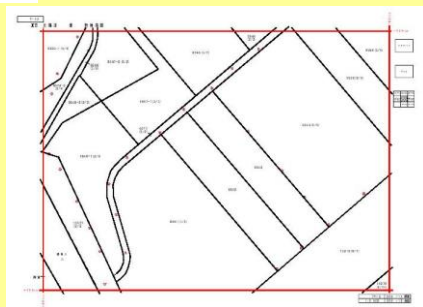
## 《北海道の公図》

現在、登記所に備え付けられている地図(公図)の多くは、明治時代に作られた国有未開地処分に係る「土地処分図」(明治5年～昭和20年)、「殖民区画図」(明治22年～昭和22年)、境界査定を行った「土地連絡調査図」(明治29年～昭和41年)などを基にしたもので、現状と必ずしも一致しない場合があります。

地籍調査前公図

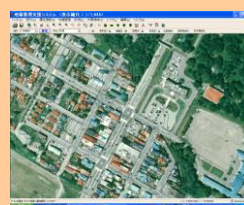
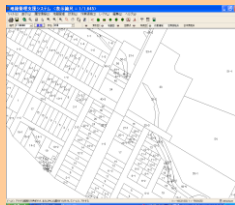


地籍図



## 【地籍調査の成果】

地籍調査の成果は、登記所に送付され、不動産登記法第14条地図として備え付けられます。更新された登記簿・地図は、所有権等を最終的に確定するものではありませんが、それにより不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化、都市計画や税務など行政の効率化に役立っています。



地籍調査に必要な経費の住民負担はありません。

地籍調査は、市町村等の地方公共団体が実施します。ただし、自治会、町内会などで話し合い、皆さんが自ら準備を進めて、市町村等へ働きかけることも必要です。